

平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 大成ロテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 氏原 完典
(コード番号 1895 東証第一部)
問合せ先 総務部 川口 正倫
(TEL. 03 - 3567 - 9431)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 52 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的（理由）

- (1) 事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に、事業目的を一部追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、当社普通株式は、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成 13 年法律第 75 号）に基づく株式等振替制度（株券電子化制度）で取り扱われることになりました。

これに伴い、以下の変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、現行定款第 7 条（株券の発行）の定めを廃止したものとみなされていることから、同条を削るほか、以下の条数の繰り上げを行うものであります。また、これに併せて、現行定款第 9 条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）第 2 項の定めは無効となっていることから、同項を削るほか、所要の修正を行うものであります。
- ② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）は廃止され、現行定款第 10 条（単元未満株式についての権利）中の「（実質株主を含む。以下同じ。）」、および現行定款第 12 条（株主名簿管理人）

第3項中の「（実質株主名簿を含む。以下同じ。）」の定めも無効となっていることから、文言の削除および所要の修正を行うものであります。

③ 会社法第221条により、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過していない場合は株券喪失登録簿を作成して備え置かなくてはならないことから、発行会社において株券喪失登録簿の備置きや株券喪失登録の事務を取り扱わないようにするために、現行定款第12条（株主名簿管理人）第3項から株券喪失登録簿に係る部分を削除するとともに、株券喪失登録簿に係る規定とその有効期間について附則を設けるものであります。

(3) 社外監査役として有能な人材を迎えられるよう、その責任を合理的な範囲内に留めるため、現行定款第37条（監査役の責任免除）に、会社に対する賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成21年6月25日（木曜日）

以 上

【別紙】 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次に掲げる工事の設計、施工、監理およびコンサルティング <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路工事 (2) 舗装工事 (3) 防水工事 (4) 管工事 (5) 造園工事 (6) その他の土木工事 (7) その他道路に関する工事 (8) 建築工事 2. 前号の工事に使用する諸材料の製造および販売 3. 建設機械器具の設計、製作、販売、修理および賃貸 4. スポーツ施設、飲食店等の商業施設、医療介護施設等の経営および賃貸 5. 産業廃棄物処理に関する事業 6. 不動産取引および不動産管理に関する事業 (新設) 7. 前各号に付帯関連する一切の事業 	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. <u>労働者派遣事業</u> 8. (現行どおり)
<p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 ① 当社の単元株式数は、1,000株とする。 ② <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削る)</p>

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 ① 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第13条～第36条 (条文省略)</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (新設)</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="text-align: center;">} (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 ① (現行どおり) ② (現行どおり)</p> <p>③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第36条 ① 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条および本条は、平成22年 1 月 5 日まで有効とし、平成22年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

以 上